

R5.1.12開催
行政報告会
(総務課)

北栄町
デジタルトランスフォーメーション(DX)
推進計画

令和4年12月
北栄町

目次

第1章 方針の基本的な考え方	2
1-1 計画の位置づけ	2
1-2 計画の期間	3
第2章 国・鳥取県の動向	4
2-1 国の動向	4
(1) Society5.0の実現	4
(2) デジタル田園都市基本構想の制定	4
(3) デジタル庁の設置	5
(4) 自治体におけるDXの推進	5
(5) デジタル人材の育成	6
2-2 鳥取県の動向	6
第3章 DX推進により目指すまちづくり	8
3-1 基本方針(めざす将来像)	8
3-2 DXに取り組む基本姿勢	8
(1) 確かな豊かさの実感できるDXの推進	8
(2) 人と自然と共生するDXの推進	8
(3) 誰一人取り残さないDXの推進	8
(4) 持続可能なまちづくりにつながるDXの推進	8
第4章 基本方針	9
【柱1】行政のDXの推進	9
1 取組の方針	9
2 主な取組	9
① 自治体情報システムの標準化・共通化	9
② マイナンバーカードの普及促進	10
③ 自治体の行政手続のオンライン化	10
④ 自治体の AI・RPA の活用推進	10
⑤ テレワークの推進	11
⑥ セキュリティ対策の徹底	11
【柱2】地域社会のDXの推進	11
1 取り組みの方針	11
2 主な取り組み	11
① 地域資源で稼ぎ賑わうまちづくり	11
② 生涯学び、未来を育てるまちづくり	12
③ 誰一人取り残さないまちづくり	12
④ 安全で持続可能なまちづくり	12
⑤ 人と人とのつながりを育むまちづくり	13
⑥ 健全な財政運営	13
第5章 推進体制及び進行管理	14
1 推進体制	14
2 進行管理と評価	15
3 人材の育成と確保	15

1-1 計画の位置づけ

本計画は、北栄町自治基本条例及び「第2次北栄町まちづくりビジョン」がめざす「将来のあるべき姿」の実現を、デジタル・トランスフォーメーション(DX)により着実かつ効果的に推進するための基本理念やめざす将来像、その実施に向けての基本方針などを明らかにするものです。

また、本方針は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づく「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けるものとします。

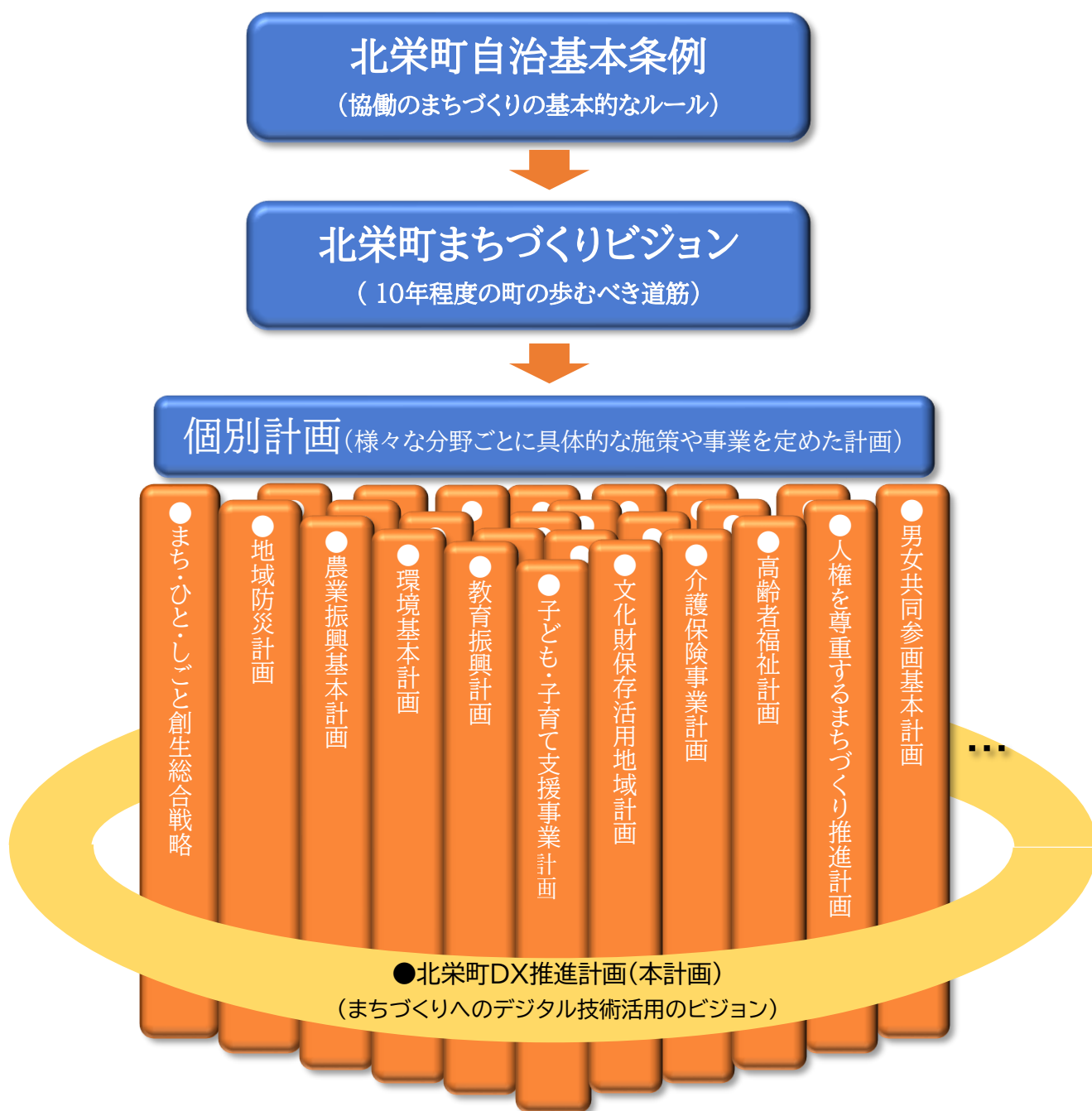
(第2次北栄町まちづくりビジョンの概要)

将来ビジョン (2030年の目指すべき将来像)				
人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち				
①地域資源の更なる活用による地域経済の好循環	②持続可能かつ快適・安全に暮らせ、地球環境に貢献するまち	③地域の中で生涯を通してやりがい・いきがいをもちながら過ごせるまち	④誰一人取り残さず、地域への理解を育む子育て・教育環境	⑤北栄町ならではの魅力の国内外へのより深い浸透
今後10年間のまちづくり				
部門別計画	基本施策	具体的施策		
第1節 地域資源で 稼ぎ賑わう まちづくり (産業・観光)	第1項 農林業の振興	1. 農業の多面的価値を活かすまちづくり 2. 健全な森林をつくる		
	第2項 商工業の振興	1. 商工業の振興		
	第3項 観光の振興	1. 観光資源の活用 2. 広域観光の促進 3. 道の駅の再整備		
第2節 生涯学び 未来を育てる まちづくり (教育・生涯学習・子育て・文化・スポーツ)	第1項 未来を作る教育の推進	1. 教育環境の充実 2. 地域を支える人材の育成 3. 生涯学習活動の推進		
	第2項 子育て支援の充実	1. 結婚、出産、子育てに安心、喜びを感じられる環境づくり 2. 子育てと仕事の両立支援		
	第3項 文化・芸術の振興	1. 文化活動及び文化財の保存・活用の推進		
	第4項 スポーツの振興	1. スポーツの振興		
第3節 誰一人取り残さない まちづくり (人権・福祉・健康・男女)	第1項 人権教育の推進	1. 人権教育の推進		
	第2項 福祉の充実	1. 地域福祉の充実 2. 高齢者福祉の充実 3. 障がい者福祉の充実		
	第3項 健康づくりの推進	1. 健康づくり活動の推進		
	第4項 男女共同参画社会の推進	1. 男女共同参画社会の環境整備		
第4節 安全で持続可能な まちづくり (環境・インフラ・安全・生活)	第1項 環境にやさしいまちづくりの推進	1. 再生可能エネルギー等の活用によるまちづくりの推進 2. 環境にやさしいライフスタイルへの転換 3. ごみの減量化と適正処理の推進		
	第2項 インフラの整備	1. 交通基盤の整備・維持管理 2. 上水道の整備・維持管理 3. 下水道の整備・維持管理 4. 公共施設・住環境の整備・維持管理 5. 情報化の推進		
	第3項 安全なまちづくりの推進	1. 地域防災・危機管理対策の充実 2. 生活安全の対策の充実		
第5節 人と人との つながり を育むまちづくり (コミュニティ・町政・交流・移住定住)	第1項 地域活動・まちづくりへの参画推進	1. 協働活動の推進 2. 開かれた町政運営		
	第2項 交流の推進	1. 交流の推進		
	第3項 移住定住の促進	1. 北栄暮らしの支援		
第6節 健全な財政運営	第1項 健全な財政運営	1. 行財政改革の推進 2. 歳入確保に向けた取り組み		

1-2 計画の期間

計画の期間は、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画(デジタル庁、令和4年6月7日)及び自治体(DX)推進計画(総務省、令和2年12月25日)の期限設定を踏まえ、2022年度(令和4年度)から2025年度(令和7年度)までの4年間とします。

また、本町を取り巻く情勢の変化や情報化の進展等を適切に取り込んだ施策を推進するため、「第2次北栄町まちづくりビジョン」の改訂等に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行います。



2-1 国の動向

(1) Society 5.0の実現

Society 5.0 は、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)です。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、国の第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)において、我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱されました。



国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく世界に先駆けた超スマート社会「Society 5.0」の実現を目指しています。

(2) デジタル田園都市基本構想の制定

国は、令和4年6月7日に「デジタル田園都市国家構想基本方針」を閣議決定しました。その中で「デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を積極的に推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すことを掲げています。

今後、令和4年度中に「デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)」を策定、それに基づいて地方公共団体は、新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂し、具体的な取組を推進するとともに、国は、様々な施策を活用して地方の取組を支援することを掲げています。

※デジタル田園都市国家構想基本方針概要資料から抜粋

・デジタル田園都市国家構想基本方針の全体像(国資料)

デジタル田園都市国家構想基本方針の全体像

【基本的な考え方～「全国どこでも誰かが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～】

デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を積極的に推進。

- デジタル田園都市国家構想は「新しい資本主義」の重要な柱の一つ。地方の社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指す。
- 構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じて、**デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会**、いわば「全国どこでも誰かが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、**地方から全国へとポトムアップの成長**を推進する。
- 国は、基本方針を通じて、**構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援**。特に、データ連携基盤の構築など**国が主導して進める環境整備に積極的に取り組む**。地方は、**自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進**。

【取組方針】

★解決すべき地方の社会課題

- 人口減少・少子高齢化
※出生率 1.45(2015年)→1.33(2020年)
※生産年齢人口 7,667万人(2016年)
→7,450万人(2021年)
- 過疎化・東京圏への一極集中
※東京圏転入超過数 80,441人(2021年)
- 地域産業の空洞化
※都道府県別労働生産性格差
最大1.5倍(2018年)

➤ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決
(2024年度末までにデジタル実践に取り組む地方公共団体1000団体達成)

- ①地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX(キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等)、スマート農林水産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等
- ②人の流れをつくる
「転職なき移住」の推進(2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置)、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、サテライトキャンパス等
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
母子オンライン相談、母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援等
- ④魅力的な地域をつくる
GIGAスクール・遠隔教育(教育DX)、遠隔医療、ドローン物流、自動運転、MaaS、インフラ分野のDX、3D都市モデル整備・活用、文化芸術DX、防災DX等
- ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援
デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援(地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開)等

デジタル実装を通じて、**地域の社会課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率的に推進**

➤ デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

2030年度末までの5Gの人口カバー率99%達成、全国各地で十数か所の地方データセンター拠点を6年間で整備、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%達成、日本全国の高速ケーブル(デジタル田園都市スーパーハイウェイ)を2025年度末までに完成など、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じてデジタル基盤整備を推進。

- ①デジタルインフラの整備 ②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大 ③データ連携基盤の構築
- ④IoTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備 ⑤エネルギーインフラのデジタル化

➤ デジタル人材の育成・確保

デジタル推進人材について、2026年度末までに230万人育成。「デジタル人材地域交流戦略パッケージ」に基づき、人材の地域への還流を促進。

「女性デジタル人材育成プラン」に基づく取組を推進。

- ①デジタル人材育成プラットフォームの構築 ②職業訓練のデジタル分野の重点化 ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成 ④デジタル人材の地域への還流促進

➤ 誰一人取り残されないための取組

2022年度に2万人以上で「デジタル推進委員」の取組をスタートし、今後更なる拡大を図るなど、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。

- ①デジタル推進委員の展開 ②デジタル共生社会の実現 ③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正 ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
- ⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・展開

(構想の実現に向けた地域ビジョンの提示) 地方の取組を促すため、構想を通じて実現する地域ビジョンを提示。


スマートシティ・スーパーシティ


「デジタル」中山間地域


産学官協創都市


SDGs未来都市


脱炭素先行地域


MaaS実装地域

【今後の進め方】

○デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定(まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂)

国は、2024年度までの地方創生の基本的方向を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、構想の中長期的な基本的方向を提示する**デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を策定**、**地方公共団体は、新たな状況下で目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂し、具体的な取組を推進**。国は、様々な施策を活用して地方の取組を支援。

(3) デジタル庁の設置

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、令和3年9月1日に内閣にデジタル庁が設置されました。

デジタル庁は「デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDXを大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に呵成に作り上げること」、「徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現」すべく、取組を進めることとしています。

※デジタル庁設置法国会説明資料及びデジタル庁組織情報から抜粋。

(4) 自治体におけるDXの推進

国は、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)において、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進について定めるとともに、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体(DX)推進計画」(総務省、令和2年12月25日)を策定し、重点的に取り組みが必要な項目を示すと同時に、「自治体DX推進手順書」(総務省、令和3年7月7日)を定めました。

【重点取組事項】

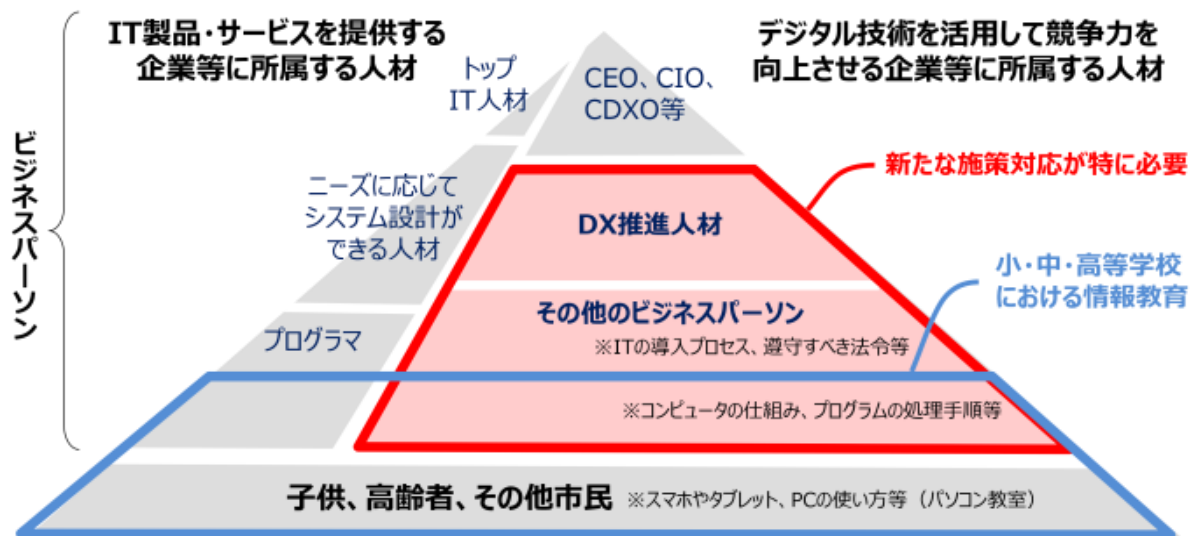
- 自治体の情報システムの標準化・共通化
- マイナンバーカードの普及促進
- 行政手続のオンライン化
- AI・RPAの利用推進
- テレワークの推進
- セキュリティ対策の徹底

また、自治体DXの取組とあわせて「すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する」ための「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」(総務省、令和3年12月28日)を作成しました。

(5) デジタル人材の育成

経済産業省は社会環境・ビジネス環境の変化に対応するために、企業・組織を中心に社会全体のDXが加速する中で、人生100年時代を生き抜くためには、組織・年代・職種を問わず、働き手一人ひとりが自身の責任で学び続けることが重要であるとして、働き手一人ひとりがDXに参画し、その成果を仕事や生活で役立てるうえで必要となるマインド・スタンスや知識・スキルを示す、学びの指針「DXリテラシー標準」を令和4年3月に策定しました。

デジタル社会の人材像



※経済産業省（デジタルスキル標準）の引用

2-2 鳥取県の動向

鳥取県では、鳥取県の実情にあった鳥取県版 Society5.0 の実現を目指すことを目的として、令和3年に「鳥取県情報技術活用推進計画 ～Society5.0 推進計画～」(計画期間:令和3年度～令和6年度)を策定しました。

この計画には「様々な地域課題の解決や地域活性化の実現」を推進するとともに、国の動向を踏まえ行政手続のオンライン提供の原則化による県民の利便性の工場やAI・RPA等の利活用による業務の効率化等による県庁DXの推進を図ることとされており、期間は令和3年度から令和6年度までの4年間です。

また、鳥取県が最終的に目指すものは、ICTを活用した県民の豊かさの向上であり、必ずしも未来技術の早期導入ではありません。未来技術にこだわることなく、すでに技術的に確立されたICT技術の有効活用も視野に取組を検討し、積極的に推進することとされています。

本町は、鳥取県との連携を行いつつ、これらの県の方針と整合性の取れた情報化施策を推進します。

3-1 基本方針(めざす将来像)

北栄町の将来ビジョンで掲げる「人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち」の実現に向け、情報通信技術やさまざまなデータを活用することで、地域の課題解決や町民生活の向上に資する取り組みを進めていきます。

3-2 DXに取り組む基本姿勢

(1) 確かな豊かさの実感できるDXの推進

- ・商工業や農林業へのデジタル技術の導入や地域内外の企業・人材との協働により、生産性の向上や新たな商品・サービスの創出を進め、地域経済の活性化と後継者の確保を進めます。

(2) 人と自然と共生するDXの推進

- ・デジタル技術を通じ、エネルギー利用の効率化やごみの削減など資源利用の最適化を図り、地球環境への優しい地域づくりを進めます。

(3) 誰一人取り残さないDXの推進

- ・年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由にかかわらず、誰もがデジタル社会に参加でき、恩恵を享受できる環境づくりを進めます。

(4) 持続可能なまちづくりにつながるDXの推進

- ・デジタル技術の特性を活かし、行政サービスの利便性・効率性の向上を図るとともに、協働による地域課題の解決に取り組み、持続可能なまちづくりを進めます。

人口減少・少子高齢化の進行により、産業や地域の担い手の不足や活力の低下が問題となっています。さらには、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略など、社会情勢や人々の価値観にも大きな変化が生じています。

地域の課題が増加する中、持続可能なまちづくりを進めるためには、デジタル技術の積極的な活用、特に、これまでデジタル技術導入の利点とされていた”定型・反復的な業務への強み”だけでなく、場所や時間等のさまざまな制約を越えて”全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、いままでにない新たな価値を生み出す”取り組みを進めていく必要があります。

また、デジタル技術を導入するにあたっては、これまでの住民サービスの提供方法や、業務のやり方などを、デジタル社会に適応する形で見直すことが必要になることもあります。

本町においては基本方針に掲げる「人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち」の実現に向けていたずらにデジタル化の新技术を導入するのではなく、従来の技術の活用を含めて推進していきます。

取り組みにあたり「行政のDXの推進」「地域社会のDXの推進」の2つの柱に合わせて12の項目を設定します。

【柱1】行政のDXの推進

1 取組の方針

全国共通の生活に関係の深い住民サービスやその手続きについて、情報システムの標準化・共通化やオンライン化をはかることで、利便性の向上と業務の効率化を進めます。

限られた費用や人員で増大する社会課題に対応するため、AIやRPAを活用して、事務の自動化・効率化を進め、デジタル化できないサービスへの資源の活用を進めます。

また、これらの基盤となる、情報セキュリティ対策の万全を図るとともに、一人ひとりを識別し、適切なサービスを提供する基礎となるマイナンバーカードの普及促進を進めます。

2 主な取組

① 自治体情報システムの標準化・共通化

国が策定する標準仕様書に準拠した情報システム(標準準拠システム)へ移行することで自治体の情報システムの共同利用や手続きの簡素化、迅速化及び行政の効率化を推進します。基幹20業務システムの標準準拠システムへの円滑な移行を図るとともに、事務処理方法の見直しを行いその他業務のシステムは今後の運用方法の検討を進めます。本町独自に導入する情報システムはカスタマイズを抑制し、併せて他自治体との共同利用についても検討を進めます。

【自治体情報システムの標準化・共通化】PTの取組

- ・現行システムと標準化・共通化システムの仕様における差異の分析を行います。
- ・差異分析に基づく業務プロセスの見直しを行い業務改革に資する取組を行います。
- ・ガバメントクラウドへの移行を推進します。

② マイナンバーカードの普及促進

本町ではマイナンバーカードを早期にほぼすべての町民へ行き渡ることを目標に様々な取組を展開しています。マイナンバーカード申請者の申請用顔写真の無料撮影や、「休日交付窓口」の開設、本庁舎・支所において希望者に対して引き続き「マイナポイントの設定を支援」とともに、他自治体の事例も参考に、普及促進の取り組みを進めます。

【マイナンバーカード普及促進】PTの取組

- ・マイナンバーカード交付専用窓口の開設を継続します。
- ・マイナンバーカード休日交付を継続します。
- ・マイナンバーカード出張申請を継続します。
- ・マイナンバーカード広報(毎月の町放送と町報)を継続しマイナンバーカードの普及・啓発を進めます。
- ・マイナンバーカード申請用顔写真の無料撮影を継続します。
- ・マイナポイント設定支援サービスを継続しワンストップでアクセスしやすいマイナポイント制度の利用となるよう住民サービスの向上を図ります。

③ 自治体の行政手続のオンライン化

町民の利便性向上に向けて可能な限り来庁せずに必要な行政手続を行うことができるよう環境を整備します。利用者の視点に立って使いやすいものとするため添付書類や入力項目を簡素化できるよう業務手順の見直しを行います。同時に本人確認手段や手数料等の支払い手段等の検討も行います。

【行政手続のオンライン化】PTの取組

- ・自治体DX推進計画手順書の検証を行い適正な行政手続のオンライン化となるよう取組みます。
- ・各種電子申請ツールを検討し利用者の視点に立ったオンライン化の仕組みを構築します。
- ・職員に対して鳥取電子申請サービス操作研修の受講を推奨し、可能な限り担当業務がオンライン化できるよう取組みます。

④ 自治体の AI・RPA の活用推進

AI・RPAを活用した定型業務の自動化やオンライン化、リモート環境の利用促進、マイナンバーを活用した業務の効率化、ペーパーレス化の推進など、可能な工程からデジタル技術を活用した業務改革を推進していきます。

【自治体のAI・RPAの活用推進】PTの取組

- ・自治体におけるRPA活用・導入ガイドブックの検証を行い適正なRPAの導入を進めます。
- ・自治体におけるAI活用・導入ガイドブックの検証を行い適正なAIの導入を進めます。

- ・AI・RPAの積極的な導入により行政改革プランに即した汎用性のある業務改革を推進します。

⑤ テレワークの推進

テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドラインを参考に、テレワークの導入・活用を推進します。現時点では業務継続を目的にテレワークを実施及び運用していますが子育て介護など職員のワークライフバランスに資する取組も視野に入れ業務の見直し等に合わせ運用方法を検討します。

【テレワークの推進】PTの取組

- ・適正なテレワークの導入となるようテレワーク推進のための手引きを検証します。
- ・セキュリティ対策を徹底した上でテレワーク環境を構築し整備します。
- ・テレワーク実施要綱を制定しその対象範囲を拡大してきます。

⑥ セキュリティ対策の徹底

改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底します。

【セキュリティ対策の徹底】PTの取組

- ・改訂版セキュリティポリシーガイドラインの検証を行います。
- ・北栄町セキュリティポリシーの周知を徹底して職員の情報セキュリティに係るリテラシーが向上するよう取組を強化します。
- ・令和4年度末までに北栄町セキュリティポリシーの改訂を行い必要な場合は年次的に見直しを行います。

【柱2】地域社会のDXの推進

1 取り組みの方針

北栄町のまちづくりビジョンで掲げる「地域資源で稼ぎ賑わうまちづくり」「生涯学び、未来を育てるまちづくり」「誰一人取り残さないまちづくり」「安全で持続可能なまちづくり」「人と人とのつながりを育むまちづくり」「健全な財政運営」の各取り組みにデジタル技術の活用を進めます。

デジタル技術の活用にあたっては、「人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち」の実現を念頭に、技術の導入を優先するのではなく、町民の豊かさの実現に向け、取り組みを進めます。

2 主な取り組み

※掲載の各項目は令和4年9月時点のものであり、今後、随時追加、見直しをおこなう可能性がある。

① 地域資源で稼ぎ賑わうまちづくり

- ・スマート農業(自動換気システムやモニタリングシステム等)の導入支援を行い、農業の生産性の向上と省力化を進めるとともに、魅力ある農業を後継者につなげます。
- ・農業用ため池の管理に遠隔カメラ等を導入し、受益者の負担軽減と地域の安全性の向上を進めます。
- ・農地の情報を集約し、農地の有効利用と受益者の負担軽減を進めます。
- ・オンライン教育を活用し、町内事業所、事業者の人材育成や生産性の向上を進めます。
- ・町内企業、事業者等のDXや経営革新等を支援する地域内外の企業・人材との連携を進め、町内企業等の生産性の向上と新規事業の創出を進めます。
- ・商工会が実施するキャッシュレス決済・地域ポイント導入支援による地域経済の活性化と地域への普及支援を進めます。
- ・中部観光推進機構と連携し、効果的な情報発信等により地域の魅力化を進めます。
- ・インターネットやSNSを効果的に活用して国内外に北栄町の魅力を発信し、観光客の増加を進めます。

② 生涯学び、未来を育てるまちづくり

- ・小中学校に一人1台のタブレット端末を配置し、デジタル技術の正しい利用方法の習得とICTの活用によるオンライン授業等を進めます。
- ・オンライン教育の活用により、生涯学習のプログラムの充実と、デジタル人材の育成を進めます。
- ※追加
- ・中央育英高校の魅力化に向け、デジタル教材を活用した学びの充実を進めます。
- ・公民館におけるオンラインを活用したあらたな学びを提供するとともにオンライン会議やテレワークなど、交流の拠点とします。
- ・母子手帳アプリ、こども園での連絡用アプリの活用により、効率的な情報発信、情報交換、相談体制を進め、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- ・スポーツ施設等の電子予約、電子決済などの導入を進めます。

③ 誰一人取り残さないまちづくり

- ・インターネット社会における人権問題とその対応について普及、啓発を行い、誰もが安心して利用できる環境づくりを進めます。
- ・町民の孤立・孤独化を防止するために、デジタル技術を活用した見守り体制を検討します。
- ・健康指導・健康管理・健診情報のデジタル化を進め、活用を進めます。(既に実施。)
- ・マイナンバーと連動した病院の受診歴や投薬情報等の将来的な活用、そのための普及啓発を検討します。
- ・高齢者向けのスマートフォン教室やパソコン教室を開催し、誰もがデジタル社会の恩恵を受けられる環境づくりを進めます。
- ・公民館等にコワーキングスペースを開設し、誰もが手軽にデジタルに触れられる環境づくりを進めます。

④ 安全で持続可能なまちづくり

- ・家庭や事業所、地域への再生可能エネルギー等設備の導入の取り組みを推進します。
 - ・BEMS(※)等の導入により、公共施設の省エネルギー化を進めます。
 - ・電子入札システムの導入を検討します。
 - ・情報通信基盤の維持・管理を行い、高速化・高度化に対応していくための計画的な設備更新を進めます。
 - ・ICT等の導入によるインフラの維持管理、業務の効率化を進めます。
 - ・デジタル技術を活用した防災情報の発信や町民等の把握する防災情報の収集による防災体制の整備を強化します。
 - ・農業用ため池の管理にデジタル技術(遠隔カメラ)を導入し、受益者の負担軽減と地域の安全性の向上を進めます。(再掲)
 - ・チャットアプリの活用による現地訪問時等の情報共有の効率化を進めます。
 - ・デジタル技術を活かし、オンラインによる会議や電子アンケートの実施など、より多くの町民の声が町政に反映させるシステムを確立します。
- (※BEMS・・・オフィスビルや商業施設等を対象とした、電気やガスのエネルギー使用状況を「見える化」「分析」「自動制御」する全般的なエネルギー管理設備のこと。)

⑤ 人と人とのつながりを育むまちづくり

- ・審議会等へのオンライン参加の対応や電子アンケートの実施により、より多くの町民の声を町政に反映させるよう進めます。
- ・広報物の作成にあたっては、QRコードなどのデジタル技術を活用したわかりやすい情報発信を行います。
- ・デジタル技術を活用し、全国や海外に対して北栄町の魅力や定住に向けての情報を発信します。また、オンライン相談などの充実を進めます。

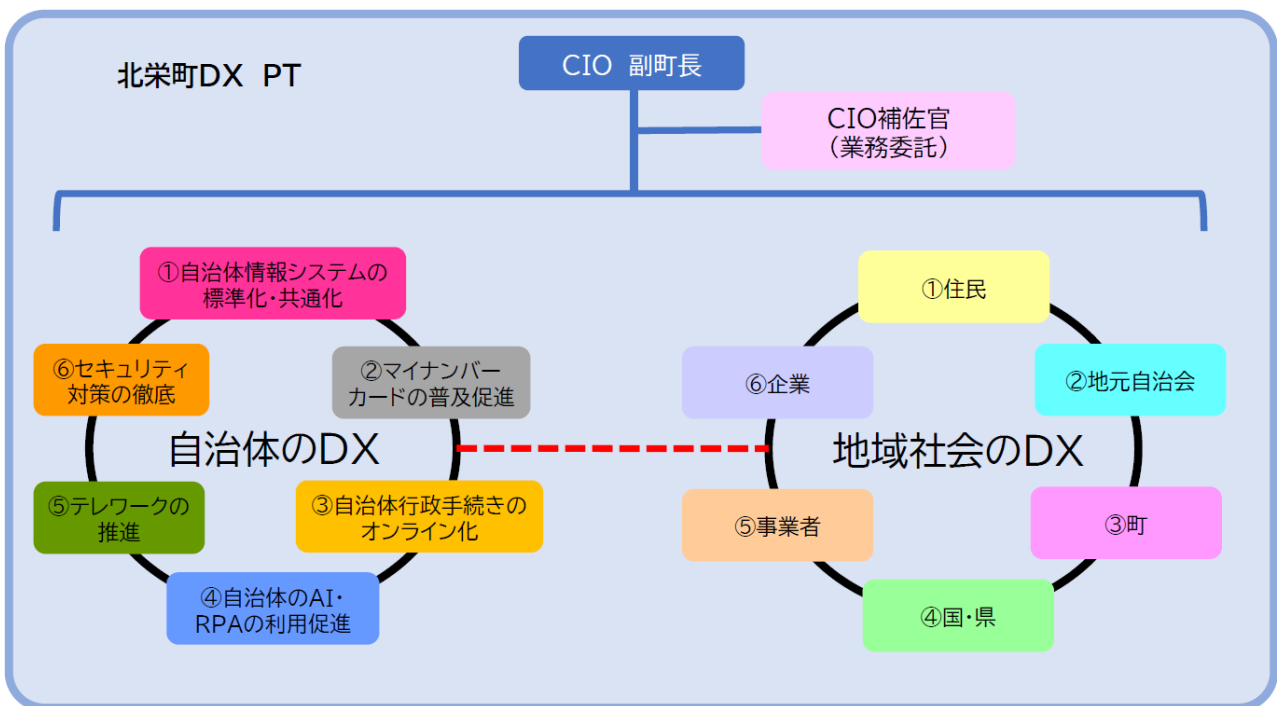
⑥ 健全な財政運営

- ・効率的で質の高い行政サービスを提供するため、AIやRPAなどの最新テクノロジーを導入し、事務業務の効率化を進めます。
- ・デジタル技術を活かしたふるさと納税のPRにより、自主財源の確保に進めます。
- ・デジタル技術を活かした徴収や収納の分野の効率化を検討します。
- ・現地訪問時の訪問記録や情報共有のデジタル化により、住民対応の質の向上と効率化を図ります。(時間短縮と情報共有の簡素化)
- ・デジタル技術による仕事の効率化やデジタル化社会への対応を更に進めるため、職員の研修の拡充や外部人材の活用を進めます。

1 推進体制

デジタル施策を総合的・効果的に推進するため、庁内に次の推進体制を構築します。

- CIO(最高情報責任者)に副町長を配置し、CIO補佐官は外部人材を活用します。
- 総務省発出の自治体DX推進計画に記載されている重点取組事項6つそれぞれでPT(プロジェクトチーム)を発足します。
- PTは、CIO補佐官の助言を受けながら施策を推進していきます。PTの進捗管理は事務局である総務課が行い、CIOに進捗報告します。事務局は、進捗管理の他に必要であれば、全庁横断的な調整や環境整備を行います。



2 進行管理と評価

本計画の推進に当たっては、年度単位で「Plan（計画）-Do（実行）-Check（検証・評価）-Action（改善）」といった、PDCAサイクルによる進行管理を行い、施策の成果を定期的に検証・評価し、施策の改善を進めます。



3 人材の育成と確保

本計画の推進に当たっては、本町の推進体制における役割に応じ、職員のデジタル人材としての育成及び、地域内外の人材の活用により、必要な人材の確保を図っていきます。

- ・すべての職員が、デジタル技術やデータの活用が当たり前となる業務に対応するために、経済産業省が定めるデジタルリテラシー標準を踏まえ、デジタルリテラシーの向上（セキュリティリテラシーも含む。）、日々進展するデジタル技術等を学び続け、自らの業務をよりよいものに変革していくマインドセットの習得ができるよう、研修や研鑽への支援を進めます。
- ・CIO及び本計画の推進をになう部門の職員は、一般職員に求められるデジタルリテラシーやマインドセットに加え、デジタル技術及び国、他自治体、民間等におけるDX等の情勢について習得するとともに、職員及び北栄町内の人材育成にむけ、研修等を企画実施します。
- ・本町の職員として確保することが難しい、専門的な知識・技術を有するデジタル人材については、複業人材など外部人材の活用を進めます。

※自治体DX推進手順書2.0版「4 推進体制の整備」を基に作成